

※協会のうごき

R 5年11月

- 6日 日事連指導運営委員会(Web会議)
- 16日 ウッドファーストあきた木造・木質化建築賞及び木材利用提案コンクール審査委員会(村田会長)
- 17日 建築士事務所キャンペーン設営
- 18日 建築士事務所キャンペーン(秋田市にぎわい交流館AU)
- 21日 広報委員会あきた杉担当部会
- 22日 秋田地方裁判所研究会講演会(花田専務理事)
- 27日 日事連常任理事会(村田会長)
- 28日 耐震診断事前審査(本荘CP)
- 29日 BIMソフト体験会(秋田市にぎわい交流館AU)

R 5年12月(予定)

- 4日 日事連12月通常理事会(村田会長東京)
- 5日 第2回耐震診断判定委員会(本荘CP)
- 6日 青年委員会
- 14日 政経フォーラム  
建築士事務所協会全国会長会議(村田会長東京)
- 未定 賛助・協力委員会
- 28日 仕事納め



BIMソフト体験会報告

令和5年11月29日(水)、秋田市にぎわい交流館にて、BIMソフト体験会を開催いたしました。  
賛助会員の福井コンピュータアーキテクト(株)様、グラフィソフトジャパン(株)様のご協力をいただき、2社のソフトGLOOBE ArchitectとArchicad 秋田高専の井上教授からRevitについてご教示いただきました。  
参加者15名は熱心に耳を傾け、アンケートには「もう少し体験したい」「定期的に勉強会を開催してもらえたらよい」とのご意見を頂戴いたしました。  
アンケート結果を、技術委員会BIMソフト推進担当部会で協議して次回の体験会等に反映したいと思います。  
今回参加できなかった方は、次回(来年度)はぜひご参加下さい。

盛土規制法の施行について(情報提供)

国土交通省都市局都市安全課

国土交通省より盛土規制法に関する情報提供がありました。

盛土規制法は令和5年5月26日に施行されましたが、法制度上、都道府県政令市、中核市が規制区域を指定しなければ規制の効力が生じません。先般、9月28日に全国で初めて広島県で規制区域が指定されたことを契機に、事業者から法制度に関するお問い合わせも増えているため、今後の他地域における規制区域の指定も見越して、このタイミングで広く情報提供させていただこうとするもので、皆様に共有いただければと存じます。  
(各県当では、それぞれの規制区域の指定時期に先立って、関係業界に周知が行われると思います。  
なお、今後は年度内に2自治体、以降は令和6~7年度をピークに全国で規制区域の指定が進む予定です。

※詳細は当協会HP会員専用ページに掲載してあります。

2023年度 日本建築学会支部共通事業  
「建築基礎構造設計例集」改訂講習会

□開催日 2024年2月7日(水)9:50~17:00

■会場 仙台・ハーネル仙台

□主旨 「建築基礎構造設計例集」の前回改定から20年が経過しました。今回の改訂は、上部構造の2次設計で想定する荷重に対して基礎構造も設計することを基本とした2019年の「建築基礎構造設計指針」(基礎指針)の改訂を受けて、その内容に沿った設計例集となるよう作り直したもので、セットで活用いただけると幸いです。  
今回の刊行機会に、書籍に沿って内容をご説明する講習会を企画しましたので、奮ってご参加下さい。

■参加費 参加者にはテキストを1冊差し上げます。

- 1. 日本建築学会会員 13,000円
- 2. 後援団体会員 15,000円
- 3. 上記以外 18,000円

□申込み 【Webからの申込み】

申込み締切り:2024年2月2日(金)

<https://www.aij.or.jp/event/detail.html?productId=685295>

改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅(軸組構法)等の  
確認申請・審査マニュアル(ダイジェスト)

令和4年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、建築確認対象の見直しや、審査省略制度(いわゆる「四号特例」)が縮小されます。また原則として、全ての建築物に対して、省エネ基準への適合が義務づけられます。今般の改正により、建築主・設計者の皆様が行う建築確認の申請手続き等も変更されます。  
これらに係る改正は令和7年4月施行予定です。

☆木造一戸建て住宅を建築される際に何がかわる?

旧4号建築物から新2号建築物(2階建て以上または延べ面積200㎡超)に移行する木造一戸建て住宅等の小規模建築物については、以下の見直しが行われます。

- ①全ての地域で、確認申請が必要になります。
- ②確認申請の際に、構造関係規定等の図書の提出が必要になります。
- ③壁料計算や柱の小径等に関する基準が改正されます。
- ④完了検査の際に、構造関係規定等に関して検査の対象になります。

※今般の法改正に関する法令等に関する最新情報は、国土交通省のホームページをご確認ください。

第4期 建築士定期講習  
(会場コード1E-52)

令和6年2月14日(水)秋田テルサ 申込受付中